

社協ニユース

発行者 社会福祉法人 伊根町社会福祉協議会

TEL : 0772-32-0176 FAX : 0772-32-1416

〒626-0413 伊根町字泊1番地 伊根町老人福祉センター「泊泉苑」

Mail : ine294@mxn.kansai.ne.jp /ホームページ http://ine-shakyo.jp/

令和2年12月発行



HPはこちら

福祉有償運送サービスのご利用は いかがですか

社会福祉協議会では、国土交通省の認可を得て下記の対象者の
外出支援サービスを行っています。ご利用したい方は、社協までご連絡く
ださい。 伊根町社協32-0176

対象者

お一人で公共交通機関を利用できない方で、次の内容に該当し、本
事業に利用会員登録している方

- ①65歳以上の高齢者で要支援、要介護認定を受けている方
- ②身体障害者福祉法による手帳を持っている方
- ③人工血液透析を受けている方
- ④その他、肢体不自由、内部障害、精神障害、知的障害等により、
単独で移動が困難な方
- ⑤上記以外の方は、医師の診断書により利用可能

利用出来る範囲

- ①伊根町内 ②宮津市 ③京丹後市 ④与謝野町

※冬場は積雪の関係により送迎出来ない場合もありますので、ご了承下さい。



利用出来る日と時間帯

- ①月曜から金曜日
- ②午前8時30分から午後5時まで
- ③土日、祝祭日は休み

利用出来る内容

- ①通院または入退院
- ②公共機関への手続き等
- ③買い物(町内、与謝野町内)

耳のこと何でも相談を開催します

(言語聴覚士による耳の相談・検査を実施)

耳の聞こえについてお困りの方、補聴器使用中で調子が悪い方、騒音の中で仕事をされている
方、テレビや電話の声、集会している時の人の声等が聞こえ難くなった方等の相談を受けます。

日時 令和3年2月4日(木) 午前9時30分から午後3時まで

場所 伊根町老人福祉センター泊泉苑

この様なお悩みはありませんか？

「人の話が聞こえにくい」、「耳の検査をしてほしい」、「耳鳴りがする」、「補聴器の調子が悪い」
「補聴器が耳になじまない」…他何でも

申込締切 令和3年1月29日(金)までに 伊根町社協32-0176へお申し込み下さい。

※相談に来られる方は、マスクの着用をお願いします。

新型コロナウイルスの影響による休業や失業で、生活資金でお悩みの皆様へ

【受付期間延長】 受付締切：令和3年3月31日まで

(但し窓口対応は、年内12月28日まで 年始は1月4日から)

一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

伊根町社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しています。本制度につき、新型コロナウイルスの影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施しています。

<緊急小口資金貸付>

■対象者 新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。

※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても、対象となります。

■貸付上限額 20万円以内

■据置期間 1年以内

■償還期限 2年以内

■貸付利子・保証人等 無利子・不要

<総合支援資金貸付>

■対象者 新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。

※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても、対象となります。

■貸付上限額 ・(二人以上) 月20万円以内 ・(単身) 月15万円以内

■貸付期間：原則3ヶ月以内

■据置期間 1年以内 ■償還期限 10年以内 ■貸付利子・保証人等 無利子・不要

弁護士無料相談のお知らせ

社協では、次のとおり弁護士による法律無料相談を開催しています。

1. 相談日・・・毎月第3火曜日
2. 開催時間・・・午後1時30分から午後3時30分
3. 場所・・・伊根町老人福祉センター「泊泉苑」
4. 料金・・・無料
5. 相談時間・・・お一人様約30分程度
6. お申込み・・・前日までに、伊根町社協 32-0176 へ電話にてお申し込みください。
・相談はお申し込み順となりますので、前日までに申し込みください。

